

Blue Information Guide

B・I・G いちがわ



発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
 発行人：齋藤道子 編集：会報委員会 ホームページ：http://www.itikawa-aoiro.or.jp

確定申告お疲れ様でした

1月から始まった

確定申告相談は、利用者実人数2775名（準会員含む）、

e-Taxでの申告

件数《所得税》23

07名、《消費税》

573名、合計28

80名、会員の皆様

にご協力いただき有

難うございました。

e-Taxが幅広く

広報されたことで、

e-Taxを利用す

る会員の姿がより多

くみられました。

期間中、ご支援ご

協力をいただきました

た税務署の方々、税

理士先生方には、お

忙しい中ご指導賜り、

心から感謝と御礼を

申し上げます。

さらに、広報委員

会による巡回広報活

動など、大変お疲れ

様でした。

この申告期間中、5名の方が入会されました。新規会員の皆様方におかれましては、会を十分にご

利用・ご活用してい

ただき、記帳の準備

をされますようお願い

申し上げます。

近年の税制改正・

会計ソフト・電子申

告・インボイス制度

などの急速な変化と

発展に対応するため、

サービスの向上を目

指してまいります。

今後とも、会員皆様

のご理解とご協力を

お願いいたします。

お願いいたします。



第14回通常総会の開催に向けて、

出欠確認書(はがき)の返送にご協力をお願いいたします

5月27日(水)の総会に向け、例年通り、総会資料と出欠確認書(兼委任状)はがきを同封しております。総会の開催実現に向け、氏名・会員番号を記入の上、必ずはがきを返送ください。欠席する場合も氏名・会員番号を記入し、なるべく5月15日までに返送くださいますようお願いいたします。はがきの返送がないと総会が開催できず、会が機能できなくなりますのでよろしくお願いいたします。はがきの返送がない方には、後日連絡をさせていただく可能性がありますので了承ください。(5月16日以後総会までに到着したはがきも有効なものとして扱います)

総会当日は、一部読み上げを省略する箇所もございますので、総会に出席の方は、事前に総会資料をお読みいただき、質問等がございましたら、文書にて5月15日までに提出をお願いいたします。また、当日は同封の総会資料を持参ください。

◆開催日◆ 令和8年5月27日(水)

◆時 間◆ 〔受付〕午後2時50分〔開会〕午後3時15分～

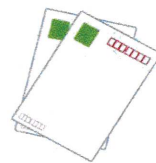
◆会 場◆ 市川グランドホテル(市川市市川1-3-18 JR総武線「市川駅」北口より徒歩3分)

◆議 事◆ 第1号議案 令和7年度 事業報告承認の件

第2号議案 令和7年度 会計報告及び監査報告承認の件

第3号議案 外部理事及び外部監事報酬額(案)の件

◆意見交換会会費◆ 1,000円(意見交換会に出席される場合、会費がかかります)



5月27日(水)は、総会につき事務局は休みになります

ホームページアドレス http://www.itikawa-aoiro.or.jp

新規入会された会員の皆様、確定申告お疲れ様でした。入会、心から歓迎します。

申告が初めての方や、これまで白色申告をされていた方は、青色申告についてあまり理解できない方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

青色申告制度は、申告納税制度の根幹を成すものとして、昭和25年に導入され、多くの方が利用されています。青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることが、税金の面でいろいろな有利な特典を受けることが

できます。なお、関係書類を一定期間（帳簿・決算関係書類・現金預金取引等関係書類は7年間・その他の書類は5年間）保存することを要件とします。

節税効果のある青色申告を始めてみませんか？帳簿の記帳には、複式簿記と簡易簿記があり、当

会では随時個別相談を行っておりますので、ぜひ複式簿記にチャレンジしてください。（事業的規模の不動産所得の方も）

会計ソフトの利用を検討されている方は、青色申告会の会計ソフト『ブルーリターンA』をお勧めし

ています。令和8年分のみ記帳申告ができる会計ソフト『ブルーリターンA単年版』を無料で一度だけお渡しします。興味のある方は、6〜7月頃に配布予定しておりますので、事務局まで連絡ください（無くなり次第、配布終了となります）。なお、ブルーリターンA以外の会計ソフト（やよいオンライン等）をご利用の場合、形式の違いにより追加

作業が必要となる場合があります。会費とは別に手数料が発生する場合がございます。また、対応できる職員に限りがあることから、記帳確認等のご相談や確

定申告の対応順が前後する場合がございます。ご了承くださいませ。ようお願いいたします。

当会で開催される記帳相談会・決算相談会、青色共済・小規模企業共済加入受付・倒産防止共済（経営セーフティ共済）加入受付・研修旅行等、様々な活動を会報で案内しています。令和8年分の申告をスムーズに行うためにも、日頃から青色申告会を利用下さい。毎年9月〜11月には、記帳確認月間（仮決算）として記帳確認を行っております。職員一同

青色申告の特典

青色申告の特典は種々ありますが、その中で皆様が多く利用されているのは次の様なものです。

【青色申告特別控除】

①55万円の青色申告特別控除

この55万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

- (1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
- (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳していること。
- (3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書および所得の金額の計算に関する明細書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、その年の確定申告期限（翌年3月15日）までに当該申告書を提出すること。
- （注1）現金主義による所得計算の特例を選択している方は、55万円の青色申告特別控除を受けることはできません。
- （注2）不動産所得の金額または事業所得の金額の合計額が55万円より少ない場合には、その合計額が限度になります。ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合には、その損失をないものとして合計額を計算します。
- （注3）不動産所得の金額、事業所得の金額から順次控除します。
- （注4）還付申告書等を提出する方であっても、55万円または65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、その年の確定申告期限（翌年3月15日）までに該当申告書を提出する必要があります。

②65万円の青色申告特別控除

この65万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

- (1) 上記①の要件に該当していること。
- (2) 次のいずれかに該当していること。
- イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存（下記（参考）参照）を行っていること（※注1）。
- ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行うこと（※注2）。

（参考）

納税者の事務負担やコストの軽減などを図るため、各税法で保存が義務付けされている帳簿書類については、一定の要件の下で、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、ハードディスクなどに記録した電子データのままで保存できる制度があります。なお、令和4年1月1日から、帳簿書類を電子データのままで保存する場合に必要な税務署長の事前承認が不要となりました。詳しくは、電子帳簿保存法関係をご覧ください。

- （※注1）(2)イに該当している場合で、令和4年分以後の青色申告特別控除額（65万円）の適用を受けるためには、その年分の事業における仕訳帳および総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付けおよび保存を行い、一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。なお、既に電子帳簿保存の要件を満たして青色申告特別控除（65万円）の適用を受けていた方が、令和4年分以後も引き続き当該要件を満たしている場合には、一定の事項を記載した届出書を提出する必要はありません。

- （※注2）確定申告書、貸借対照表及び損益計算書をイメージデータで送信することはできません。詳しくは、e-Taxホームページの「イメージデータで送信可能な手続について」をご覧ください。

③10万円の青色申告特別控除

この控除は、上記①および②の要件に該当しない青色申告者が受けられます。

- （注1）不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額が10万円より少ない場合には、その金額が限度になります。ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合には、その損失をないものとして合計額を計算します。
- （注2）不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額から順次控除します。

【青色事業専従者給与】

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費に算入することができます。なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける方は、控除対象配偶者や扶養親族にはなりません。

【純損失の繰越しと繰戻し】

イ) 純損失の繰越し

事業所得などに損失（赤字）の金額がある場合で損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以降後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除します。なお、令和5年4月1日以降に特定非常災害の指定を受けた災害より生じた純損失の金額につき、特定の損失額について繰越控除期間が3年間から5年間へと延長されます。

ロ) 純損失の繰戻し

前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を生じた年の前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできます。

自動車税は 納期限まで 納めましょう

自動車税の納期限は6月1日

（月）です。5月1日（金）に自

動車税事務所から納税通知書が送付されていますので、納期限までに納めましょう。

支払い方法が選べて便利！

納税通知書に記載の金融機関、

コンビニエンスストア、県税事務

所などでの現金納付のほか、以下

の支払い方法が利用できます。

・スマートフォン決済アプリ

・クレジットカード

・インターネットバンキング

・口座振替（ダイレクト方式）

・Pay-easy（ペイジー）

詳しくは納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

《問合せ先》

・千葉県自動車税事務所

043（243） 2721

・千葉県船舶県税事務所

043（433） 1275

【納付方法QRコード】



決算書・申告書を もう一度確認してください

★インボイス登録をされた方、消費税の確定申告が必要です。消費税の申告をしていない方は、早めにご連絡ください。

また、納めた消費税額は、経費になります。「租税公課」で計上してください（税込経理方式）。

★税額を実際より多く申告してしまったとき（更正の請求）

納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求をすることができます。更正の請求をする場合は、「更正の請求書」を所轄税務署長に提出してください。更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から5年以内です。更正の請求書が提出されますと、税務署でその内容を調査し、その請求内容が正当と認められたときは、減額更正（更正の請求をした方にその内容が通知されます。）が行われ、納め過ぎた税金が還付されます。

★税額を実際より少なく申告してしまったとき（修正申告）

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、修正申告をして正しい税額に修正してください。修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。なお、過少申告加算税又は重加算税がかかる場合もあります。

専従者や従業員への 給与支払いをしている事業者へ 源泉所得税の納付期限にご注意 ください（令和8年上半期）

専従者や従業員へ給与を支払っている事業者の方は、源泉所得税の納付が必要です。令和8年1月～6月分の納付期限は、

7月10日（金）です。

■ 相談時に必要なもの

- ①全従業員（専従者含む）の一人別徴収簿
または毎月の給与額等がわかる資料
- ②令和7年の資料

※納付額が「0円」でも、納付書を提出します。

■ 期限後の納付に注意期限を過ぎると、延滞税や不納付加算税がかかる場合があります。初めての方や不明点がある方は、早めにご相談ください。

個別「税理士無料相談会」開催決定!!

税務の不安や疑問を専門家に直接相談できます

◆ 相談できる内容例

- ・確定申告・記帳のポイント
- ・相続税・贈与税の基礎相談
- ・法人成（法人化）に関するご相談
- ・税務全般のご質問…など

◆ 事前予約制・先着順、相談無料（会員限定）

◆ 事務局まで電話にてお申込みください。

（047-333-0111）



◆ 開催日：7～12月の毎月第3木曜日（8月はお休み）

◆ 時 間：午後1時～午後3時（1組1枠1時間）

◆ 会 場：市川青色申告会1階応接室

※各日程の1週間前が申込の締切となります。

※ご予約のお電話の際、資料準備のため、ご相談内容をお伺いする場合があります。あらかじめご了承ください。

※定員に達し次第、締切とさせていただきます。

事務局からのお知らせ

- ◆ 今回の会報に「総会資料」と「出欠確認書(兼委任状)はがき」同封しました。事務処理の都合上、なるべく5月15日までにご返送ください。（5月16日以後総会までに到着したはがきも有効なものとして扱います）
- ◆ **総会の為、5月27日(水)は閉館させていただきます。**
- ◆ ゴールデンウィーク期間のお休みについて、**4月29日(水)～5月6日(水)**までお休みさせていただきます。ご不便をおかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。
- ◆ 今後諸事情により、休業および業務時間等の変更がある場合があります。ご来所の際は、お電話にてご確認をお願いいたします。
- ◆ 土曜日の営業は、第2・4土曜午前中のみ営業していますが、事前予約が必要です（4～12月まで）。

研修旅行について

毎年好評の研修旅行。只今、行き先を厚生事業委員会が検討中！！（日帰り旅行または、一泊旅行）詳細につきましては、次回会報とホームページに掲載予定であります。



年会費のお知らせ

令和8年度年会費の口座振替日は

6月22日(月)

令和7年度より年会費は20,000円になりました。口座振替の方は、預貯金残高のご確認をお願いいたします。それ以外の方には「郵便払込用紙」をお送りしますので、期日までにお振込みをお願いいたします。

※屋号でのお振込はご遠慮ください。

※住所変更、振替口座変更等がありましたら、事務局までご連絡下さい。

※口座振替の方で、銀行によっては「C-NET」・「CUC」・「クレジット」・「リコーリース」等と記帳される場合がございます。

記帳相談会（浦安）のお知らせ

下記日程にて、記帳相談会を行います。記帳相談会は**事前予約制**です。必ず電話予約をしてお越し下さい(047-333-0111)。ご予約がされていないと対応できません。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。諸事情により、記帳相談会が中止になる場合もございますことをご了承ください。

※相談会場ではパソコンの台数に限りがありますので、ご持参できる方はお持ちください。

※下記の日程にご都合がつかない方は、八幡事務局にご来所ください。

行徳文化ホールI&I【要予約】

所在地：市川市末広1-1-48（8月の出張はありません）

行徳文化ホールI&Iの予約確定が会報の発行日に間に合わなかったため、今回の会報には掲載ができませんでした。

現在、7月3日(金)に抽選予約を行っており、結果は5月7日以降に確定する予定です。日程等の確認につきましては、ホームページまたは事務局までお電話にてお問合せください。

今後の行徳の予定は、9月の日程は7月1日以降、10月の日程は8月3日以降、11月の日程は9月1日以降、12月の日程は10月1日以降に確定する予定です。

中央公民館【要予約】

所在地：浦安市猫実4-18-1（8月の出張はありません）

※令和6年より浦安市の公民館利用時間枠が「最長4時間」になった為、午後のみ出張に変わりました。

7月 7日(火) 13～16時 第2会議室

9月・10月の日程は会報7月号、11月・12月の日程は会報9月号にてご案内いたします。会報の発行に合わせて、ホームページにも順次掲載いたしますので、ご確認ください。